

平成 25 年 8 月 21 日 第 52 期第 7 回理事会決議

平成 25 年 11 月 29 日通常総会承認

平成 28 年 9 月 28 日臨時総会修正承認

役員報酬並びに役員費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 89 条及び第 105 条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条 13 号及び定款第 27 条の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下「本協会」とする。)の役員の報酬並びに役員費用に関する支給基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 22 条によって総会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上出勤している役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 3 号で定める報酬、賞与及び退職功労金とする。
- (5) 役員費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費及び手数料などの経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、別表の常勤役員俸給表に基づき報酬月額を支給する。
- (2) 常勤役員には、第 7 条に規定する範囲内で退職功労金を支給することができる。
- (3) 正会員以外から選任された非常勤監事には報酬を支給することができる。
- (4) その他の非常勤役員は無報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬額の決定については、次の各号による。

- (1) 常勤理事の報酬月額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、常勤役員俸給表に基づいて、各々の職務資格等を勘案し、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。
- (2) 常勤監事及び正会員以外から選任された非常勤監事の報酬額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、各々の職務資格等を勘案し、監事の協議によって決定するものとする。

(報酬月額の支払い方法・支給日)

第5条 常勤役員に支給する報酬月額の支払い方法・支給日は、次の各号による。

- (1) 各々の役員が指定する本人名義の銀行口座へ、法令に基づいて控除すべき金額を除いたうえで、振込むものとする。
- (2) 支給日については、原則として毎月25日とし、支給日が休日の場合は本協会の職員給与規定に準じて、支給するものとする。

(賞与)

第6条 常勤役員への賞与については、これを支給しない。

(退職功労金)

第7条 常勤役員に支払う退職功労金の支給については、次の各号による。

- (1) 常勤役員として功労著しく、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者には、退職功労金を支給することができる。死亡退任した者には、法定相続人に支給する。
- (2) 各々の退職功労金額については、在職年度と最終報酬月額を乗じて得られた総額を上限とし、総会の承認を得て決定する。但し、在職年度は10年を上限とする。

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、旅費・交通費規程、海外旅費規程等に準じて、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者は申請により、前もって支払うものとする。

(常勤職員の通勤交通費)

第9条 常勤役員に支払う通勤交通費については、職員給与規定に準じて報酬月額を支給と同時に行うものとする。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、定款第27条第3項により、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 本規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則) 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	100,000	13	340,000	25	580,000
2	120,000	14	360,000	26	600,000
3	140,000	15	380,000	27	620,000
4	160,000	16	400,000	28	640,000
5	180,000	17	420,000	29	660,000
6	200,000	18	440,000	30	680,000
7	220,000	19	460,000	31	700,000
8	240,000	20	480,000	32	720,000
9	260,000	21	500,000	33	740,000
10	280,000	22	520,000	34	760,000
11	300,000	23	540,000	35	780,000
12	320,000	24	560,000	36	800,000